

## 監査報告書

平成19年5月18日

学校法人 白梅学園  
理事会 御中

監事 阪谷芳信



監事 三倉 淳



私たちは、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人白梅学園の平成18年度(平成18年4月1日から平成19年3月31日まで)の、学校法人の業務及び財産の状況について監査を行った結果、学校法人の業務及び財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認めます。

以上